

令和2年1月31日

法務省大臣官房施設課長 佐久間 佳枝 殿

日本弁護士連合会

会長 菊地 裕太郎

東京弁護士会

会長 篠塚 力

第一東京弁護士会

会長 若林 茂

第二東京弁護士会

会長 関谷 文隆

行政財産（土地）の使用許可期間の更新について

平成31年3月29日付け法務省施第1344号をもって使用許可（使用許可期間：平成31年4月1日から平成32年3月31日まで）のあった貴省管理の下記物件について、使用許可期間を30年間とする更新を受けたく申請いたします。

記

○ 1 使用許可を申請する物件

所在 東京都千代田区霞が関1-1-1

2 使用部分

別図のとおり

3 使用期間

令和2年4月1日から令和32年3月31日まで（30年間）

以上



